

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年5月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 大 石 正 芳

審 議 事 項

- (1) 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請 2件
- (2) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請 1件
- (3) 議案第17号 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 10件
- (4) 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告 1件
- (5) 報告第16号 農地法第5条第1第6項の規定による届出受理報告 1件
- (6) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知受理報告 1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和 6 年 5 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 6 年第 5 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、10 番委員と 1 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号 1 番 朗読

この件につきましては、分家住宅として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在、申請人は母親と同居していますが、今後は母親の介護のために、姉家族が母親と同居し支援を行うために、申請人は母屋に隣接する 252.79㎡の畑を転用し分家住宅としての利用を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第 2 種農地「第 2 の 1 の (1) のカの (ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第 2 の 1 の (1) のカの (イ)」に該当すると考えております。

場所は第 2 区小原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

隣接する土地が狭いので、雑種地を宅地にして広くしたいとのことです。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 15 号 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 15 号 1 番は、全員一致で許可します。

次に、議案第 15 号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号 2 番 朗読

この件につきましては、分家住宅として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、申請人が将来の住環境や親の将来のことを考え、実家に隣接した406㎡の畑を転用し分家住宅としての利用を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第4区辻集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

土地から排水をすることはないので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 15 号 2 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 15 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 16 号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号1番 朗読

この件につきましては、資材置場として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、耕作条件の悪い農地を有効に活用したいと考えていたところ、知人の建設会社が資材置場を探していたことから、1,183㎡の田を転用し資材置場として貸し出すことを計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

日当たりが悪く、米や豆が上手く育たなかったため、資材置き場とするとのこと。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第16号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第16号1番について、全員一致で許可します。

次に、議案第17号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号1番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に賃借権を設定するものです。賃借料は1筆当たり5,000円です。期間は3年です。場所は、基山町営テニスコート南側周

辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

土地を売りたいとのことでしたが、今回は賃貸ということで双方が合意しています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 17 号 1 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 17 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 17 号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号 2 番朗読

この件につきましては、借り手の要望で貸借権を設定するものです。期間は 11 カ月です。場所は、第 4 区才の上集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

数年、作付けしていませんでしたが、田んぼに水は張っていました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 17 号 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 7 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 7 号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 7 号 3 番朗読

この件につきましては、借り手の要望ため使用貸借権を設定するものです。

期間は 3 年です。場所は、第 6 区基山PA東側三国地区周辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

2、3 年前から作付けしていませんでしたが、以前から田んぼとして使用していたため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 7 号 3 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 7 号 3 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 7 号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 7 号 4 番朗読

この件につきましては、貸し手が遠方に住んでおり管理が困難なため使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区ミキファーム東側付近にある圃場及び小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

貸し手は以前から作付けしていましたが、貸し手に対して土地の契約更新の通知をしているか確認ができていません。貸し手に対して通知をしているかの

確認を事務局をお願いしたいと思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 17 号 4 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 17 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 17 号 5 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号 5 番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に使用貸借権を設定するものです。

期間は 10 年です。場所は、第 2 区飛松自動車北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

議案第 17 号 5 番と議案第 17 号 6 番は借り手が同じ議案のため、まとめて話し合いたいと思います。

議 長

それでは、議案第 17 号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号 6 番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に使用貸借権を設定するものです。

期間は 10 年です。場所は、第 2 区飛松自動車北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

貸し手と借り手で話し合いを済ませています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 17 号 5 番及び議案第 17 号 6 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 17 号 5 番及び議案第 17 号 6 番について、全員一致で決定します。
次に、議案第 17 号 7 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号 7 番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は 10 年です。場所は、第 1 区鎌浦集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

家族で経営していきたいとのこと。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 17 号 7 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 17 号 7 番について、全員一致で決定します。
次に、議案第 17 号 8 番から 10 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号8番から10番

8番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区日本タングステン南側付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第3区向平原集落付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第4区辻集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

8番については更新なので、問題ないと思われます。

10番委員

9番については借り手が以前農業委員長をされていました。更新なので問題ないと思われます。

7番委員

10番については更新なので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号8番から10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第17号8番から10番について、全員一致で決定します。

次に、報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

すべて相続するとのことですので。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第15号1番を終わります。次に、報告第16号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号1番 朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域にある農地を8区画の宅地分譲するために、農地を転用するものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第6区白坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

入口が狭く大きなトラックが出入りするため、借り手に対して説明をしてもらいたいです。土地の販売は農業協同組合が行うため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第16号1番を終わります。

次に、報告第17号農地法第18条の規定による合意解約があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第17号1番 朗読

この件につきましては、水はけが悪く耕作条件が不利な農地のため解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第４区才の上集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

６番委員

道は広いが水はけが悪く日当たりも悪いため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第１７号１番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

宮浦推進委員

契約は３年、５年といった長期間でなければ田んぼの質が悪くなる恐れがあるため、管理の指導の徹底をお願いしたいです。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年5月1日

署名人

議 長

委 員

委 員